

青森市

<http://www.city.aomori.aomori.jp/contents/gikaijimukyoku/gikai-giji/22-2teireikai/22-2ikennsyo2.pdf>

議員提出議案第 31 号

発達障害やその他文字を認識することに困難のある児童生徒のための
マルチメディアデージー教科書の普及促進を求める意見書（可決）

平成 20 年 9 月に障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行された。

この教科書バリアフリー法の施行を機に、平成 21 年 9 月より、財団法人日本障害者リハビリテーション協会（リハ協）がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用し、デジタル化対応することで、テキスト文字に音声をシンクロ（同期）させて読むことを可能にしたマルチメディアデージー版教科書（デージー教科書）の提供を始めた。また文部科学省において、平成 21 年度より、デージー教科書などの発達障害等の障害特性に応じた教材のあり方やそれらを活用した効果的な指導方法等について、実証的な調査研究が実施されているところである。

現在、デージー教科書は、上記のとおり文部科学省の調査研究事業の対象となっているが、その調査研究段階であるにもかかわらず、平成 21 年 12 月現在で約 300 人の児童生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デージー教科書の普及推進への期待が大変に高まっている。

しかし、デージー教科書は教科書無償給与の対象となっていないことに加えて、その製作は多大な時間と費用を要するにもかかわらず、ボランティア団体頼みであるため、必要とする児童生徒の希望に十分にこたえられない状況にあり、実際にリハ協が平成 21 年度にデジタル化対応したデージー教科書は小・中学生用教科書全体の約 4 分の 1 にとどまっている。

このような現状を踏まえると、まず教科用特定図書等の普及促進のための予算のさらなる拡充が求められるところであるが、平成 21 年度の同予算が 1 億 7200 万円に対し、平成 22 年度は 1 億 5600 万円と縮減されており、これらの普及促進への取り組みは不十分であると言わざるを得ない。

よって、政府及び文部科学省においては、必要とする児童生徒、担当教員等にデージー教科書を安定して配布、提供できるように、その普及促進のための体制の整備及び必要な予算措置を講ずることを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 25 日